

説明書

業務名	衛星画像等を活用した経営所得安定対策等に係る現地確認業務の省力化に向けた実証に関する業務		
履行期間	契約の日～令和9年 3月31日（水）	履行場所	各地域農業再生協議会事務局
契約上限額	26,246千円 (消費税額及び地方消費税 相当額を含む)	オリエンテーション (説明会)	実施なし
参加資格確認 申請書提出期限	令和8年3月4日（水） 17時まで	仕様書等に対する 質問書提出期限	令和8年3月9日（月） 17時まで
提案書提出期限	令和8年3月16日（月） 17時まで	プレゼンテーション	令和8年3月23日（月） 9時から 佐賀県庁新館10階 農林水産部 南西角会議室
		最優秀提案者の決定	令和8年3月25日（水）

1 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 参加資格確認申請書（様式第2号） 1部

イ 誓約書（様式第3号） 1部

ウ 会社概要（パンフレットで可） 1部

(2) 申込書等の提出は、持込又は郵送による。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等について

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、
様式第1号に記入のうえ、電子メールにより提出すること。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

- | | | | |
|--------------------------|-----|------|------|
| ア 提案書送付表紙（様式第4号） | ・・・ | 正本1部 | 副本3部 |
| イ 提案書（任意様式） | ・・・ | 4部 | |
| ウ 実施スケジュール案 | ・・・ | 4部 | |
| エ 業務実施体制 | ・・・ | 4部 | |
| オ 業務の実施方針及び手法 | ・・・ | 4部 | |
| カ 業務実績書 | ・・・ | 4部 | |
| キ 見積書（業務内容毎の積算内訳を明示したもの） | ・・・ | 正本1部 | 副本3部 |

(2) 作成にあたっての注意事項

- ア 提出書類のサイズはA4とする
- イ 業務実績書には、記載した内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付する。
- (3) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。
- (4) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。
- (5) 提出は持込又は郵送による。
- (6) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

4 プレゼンテーションについて

- (1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、スクリーンを使って説明を実施する。
- (2) 参加者側の出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり20分程度（説明15分、質疑5分程度）を予定している。

5 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、企画内容の評価が高い者を最優秀提案者とする。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となつた場合、及び、農林水産省の機関から物品・役務契約に係る指名停止措置を受けた場合も同様とする。

6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県協議会と調整を行い、協議が調った場合は 委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本プロポーザルの質問は、10の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。
- (5) プロポーザル参加者が1者のみであった場合でも、別表「評価基準」で定める基準に従い審査を行う。

8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

9 添付書類

- (1) 公示の写し
- (2) 仕様書
- (3) 様式

10 問い合わせ

担当課 佐賀県園芸農産課（佐賀県農業再生協議会 事務局） 森、山崎
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59
電話 0952-25-7117
電子メールアドレス suiden@pref.saga.lg.jp